

国指定浅间鸟兽保护区

浅间特别保护地区

指定计划书（案）

平成23年 月 日

环境省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定特別保護地区の名称

浅間特別保護地区

(2) 国指定特別保護地区の区域

浅間鳥獣保護区のうち群馬県吾妻郡嬭恋村所在の国有林吾妻森林計画区 221 林班の区域

(3) 国指定特別保護地区の存続期間

平成 23 年 11 月 1 日から平成 33 年 10 月 31 日 (10 年間)

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該地域は、浅間山の北斜面及び黒斑山北西面の標高 1,540~2,500m の地域で、国指定浅間鳥獣保護区の中心的な箇所位置し、上信越高原国立公園の指定を受け、良好な自然環境が維持されている。特に、浅間山の北斜面は火山の噴出物による荒地になっている。この荒地は採餌場所として、黒斑山北西面のシラビソ-オオシラビソ群落等亜高山帯自然植生は生息及び繁殖の場として、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 I B 類のイヌワシを始めとする猛禽類にとって極めて重要な区域となっている。

このように、当該区域は浅間鳥獣保護区の中でも特に重要なイヌワシ等の猛禽類の生息環境であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 国指定特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

- 1) 行動圏が広域に及ぶイヌワシ等の猛禽類を始め、生息する多様な鳥獣相を保護するとともに、地域の生物多様性の確保に資するよう適切な管理に努める。
- 2) 各種被害対策、外来種による当該地域の生態系へのかく乱への対応及び野生鳥獣の生息環境の整備を含む関係機関、地元自治体等との連携を図りつつ適正な保全対策を講ずる。特に、特定鳥獣保護管理計画に基づく各種対策が適正かつ円滑に進められるよう各団体と協力していく。
- 3) ゴミの不法投棄等による生息地への影響を防止するため、現場巡視や地域住民等

と連携協力した普及啓発に取り組む。

3 国指定特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積
総面積 947 ha

内 訳

ア 形態別内訳

林野	947 ha
農耕地	— ha
水面	— ha
その他	— ha

イ 所有者別内訳

国有地 947 ha

国有林	林野庁所管 947 ha	制限林地 946 ha	保安林 946ha
		普通林地 1 ha	
国有林以外の国有地はなし			
地方公共団体有地	— ha	都道府県有地	— ha
私有地	— ha	市町村有地	— ha
公有地水面	— ha		

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域（上信越高原国立公園）

特別保護地区	720 ha
特別地域	16 ha
普通地域	211 ha
計	947 ha

文化財保護法による地域 — ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定特別保護地区の位置

当該地域は、浅間山の北斜面及び黒斑山北西面の標高 1,540~2,500m の群馬県側に位置する国有林となっている箇所である。

イ 地形、地質等

浅間山の北斜面は火山の噴出物及び溶岩が広く分布する荒地、黒斑山は溶岩壁及び溶岩流が見られ、カンラン石を含む普通輝石、紫蘇輝石安山岩等からなっている。

ウ 植生

浅間山の北斜面は火山活動の影響も受けた自然裸地や風衝草原でコメススキ、イタドリ等が生育している。黒斑山の北西面にはシラビソ・オオシラビソ群落等亜高山帯自然植生が分布している。

エ 動物

絶滅危惧 IB 類に指定されているイヌワシを始めとする猛禽類、アマツバメ等が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

なし

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、法律第 32 条の規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

(1) 特別保護地区制札 3 基

生息する鳥獣類
ア. 鳥類

目	科	生息状況	種または亜種	種の指定等
タカ	タカ	●	イヌワシ	IB
フクロウ	フクロウ	●	フクロウ	
ハト	ハト	○●	キジバト	
カッコウ	カッコウ	○●	ジュウイチ	
		○●	カッコウ	
		○●	ホトギス	
ヨタカ	ヨタカ	●	ヨタカ	
アマツバメ	アマツバメ	●	アマツバメ	
キツツキ	キツツキ	●	アカゲラ	
スズメ	ツバメ		イワツバメ	
	セキレイ	●	キセキレイ	
		○●	ビンズイ	
	ミソサザイ	○●	ミソサザイ	
	イワヒバリ	●	カヤクグリ	
	ツグミ		コマドリ	
		○●	ルリビタキ	
		○●	アカハラ	
	ウグイス	●	ウグイス	
		○●	メボソムシクイ	
		●	キクイタダキ	
	シジュウカラ	●	コガラ	
		○●	ヒガラ	
	メジロ	●	メジロ	
	ホウシロ	●	ホウシロ	
		●	アオジ	
	アトリ	●	カワラヒワ	
		○	マヒワ	
		●	ウソ	
	カラス	●	カケス	
		●	ホシガラス	
8目	18科		30種	

イ. 獣類

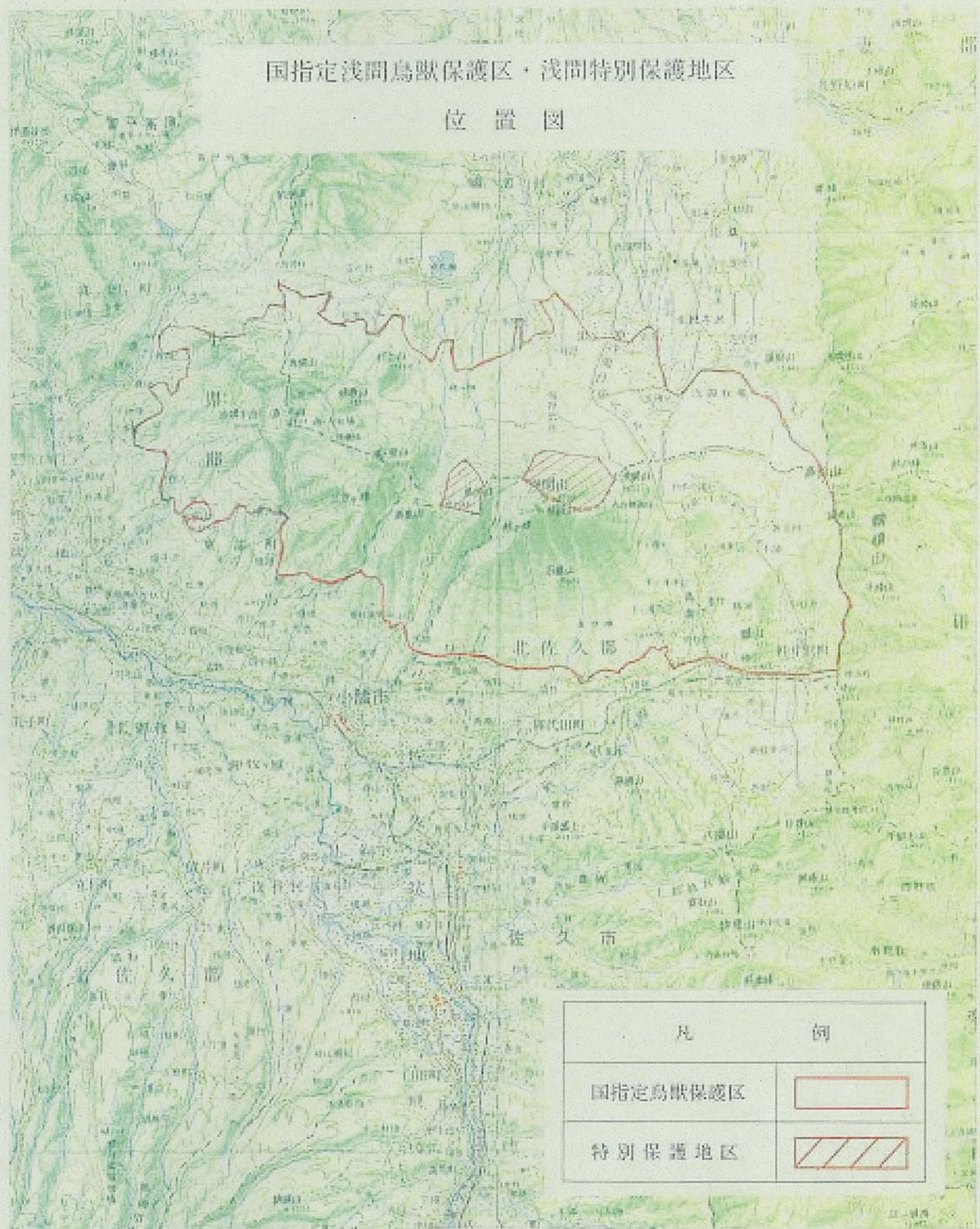
目	科	生息状況	種または亜種	種の指定等
ネコ	クマ	●	ツキノワグマ	
		●	キツネ	
	イタチ	●	テン	
ウシ	ウシ	●	ニホンカモシカ	国天
2目	3科		4種	

(注)

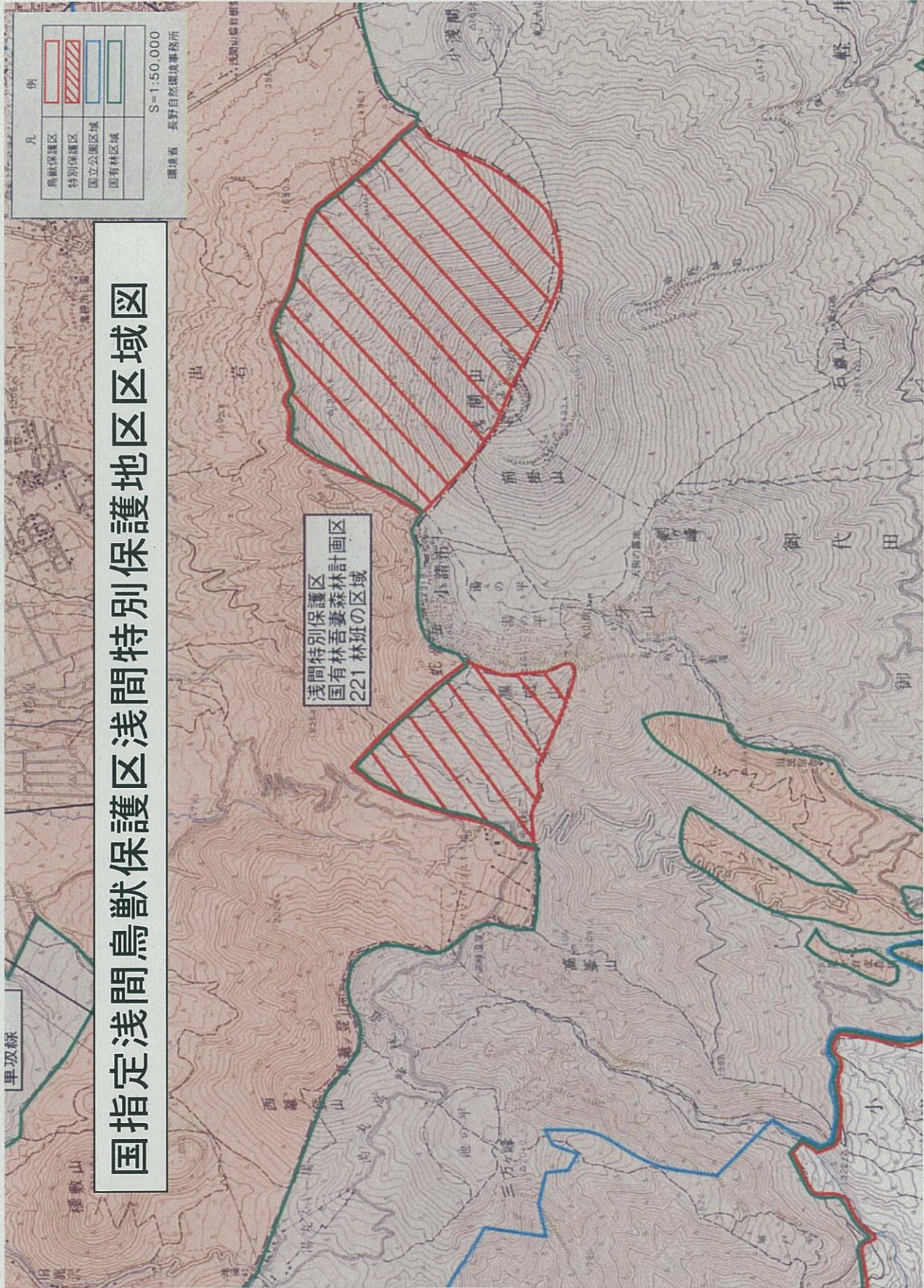
- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠る。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 国天: 国指定天然記念物
 環境省レッドリスト(平成18年改訂)
 CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、
 NT: 準絶滅危惧種、DD: 情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
 国内: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 国際: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 印は繁殖確認、○印は、当該地域で一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

国指定浅间鸟獣保護区・浅间特別保護地区

位置图



1:200,000



国指定浅间鸟兽保护区浅间特别保护地区指定公聴会調書

1 名 称

国指定浅间鸟兽保护区浅间特别保护地区

2 開催日時

平成23年8月1日(月) 13時30分から15時00分まで

3 開催場所

群馬県吾妻郡嬭恋村大字大前大前110番地
嬭恋村役場第一会議室

4 議長名

長野自然環境事務所統括自然保護企画官
環境技官 森 一弘

5 公述人出欠

指 名 数	本人出席	代理出席	欠 席
7人	1人	6人	0人

6 公述人賛否等

賛 成	条件付賛成	反 対
7人	0人	0人

7 傍聴者

3人

8 議長の判断

公述人の全員が賛成であり、案のとおり指定することが適当である。

9 公聴会公述人名簿

職名	氏名	住所	郵便番号
(代理人職名)	(代理人名)		
群馬県知事	大澤 正明	群馬県前橋市大手町1-1-1	371-8570
(環境森林部自然環境課長)	(中嶋 茂)		
嬭恋村長	熊川 栄	群馬県吾妻郡嬭恋村大字大前 110	377-1692
(農林振興課長)	(黒岩 富二)		
嬭恋村農業協同組合 代表理事組合長	松本 義正	群馬県吾妻郡嬭恋村大字大前 767-2	377-1693
(営農畜産課長)	(黒岩 晋)		
嬭恋村観光協会会長	市川 保	群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原 710-136	377-1524
(事務局長)	(地田 繁)		
嬭恋村猟友会会長	荒木 努	群馬県吾妻郡嬭恋村大字西窪96-16	377-1525
吾妻森林組合代表理事組合長	中澤 恒喜	群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町 18	377-0424
総務課長	(吉田 昭雄)	36	
日本野鳥の会群馬県支部長	浅川 千佳夫	群馬県高崎市江木町980新井ビル2F	370-0046
日本野鳥の会吾妻代表	(堀込 紀夫)		

10 公述人の意見概要

職名	賛成	条件付賛成	反対	意見の概要
群馬県知事 大澤 正明	○			鳥獣保護区全体では人と鳥獣の軋轢が問題となっているが、特別保護地区は生物多様性の面から重要であり、また人と鳥獣の軋轢もないと思われるので、特別保護地区の指定に賛成する。
嬭恋村長 熊川 栄	○			嬭恋村の森林は生物多様性を具現化する環境を保持しており、村民や村を訪れる人々にとって、人と自然との結びつきを感じさせる貴重な資源となっている。その一方で、村では増加する野生鳥獣による農作物の被害に悩まされている。捕獲などにより対策を進めているが、鳥獣との共存を考えた上での解決を模索しているところである。 特別保護地区として鳥獣保護行政を行うなかで、指針にもあるとおり生態系のバランスを考慮した施策を実施していただき、人と野生鳥獣が共存できる環境を行政が一带となって形成できればと考えている。
嬭恋村農業協同組合 代表理事組合長 松本 義正	○			—
嬭恋村観光協会会長 市川 保	○			観光客の中には鳥のさえずりに感動するという方もおり、浅間地域の観光にとって、自然環境は観光資源として重要と考えている。特に浅間特別保護地区は、生物多様性の面からも重要であり、また自然環境を生かした重要な観光素材であることから、特別保護地区の指定に賛成する。なお、保護区全体では鳥獣被害もあることから、共存への上手い取組みができることを望む。
嬭恋村猟友会会長 荒木 努	○			当該地域には、猟友会として捕獲すべき有害鳥獣は生息していないと思われるため、指定に賛成する。
吾妻森林組合 代表理事組合長 中澤 恒喜	○			当該地域には林業被害はないと把握しているので、特別保護地区の指定に支障はないと考える。山作業をする中で、近年、猛禽類が減少していると感じていることから、特別保護地区を設けることで、鳥獣を保護し、

			良好な自然環境を将来にわたって維持していただきたい。
日本野鳥の会群馬県 支部長 浅川 千佳夫	○		浅間地域は、日本有数の鳥類の生息・繁殖地であり、また、猛禽類や大型哺乳類が生息するなど多様な鳥獣が生息している。これらの鳥獣をはじめとして動植物全般を保護するのは重要であることから、特別保護地区の指定に賛成する。ただし、特別保護地区近隣に外来生物が侵入しているため、今後その対策を望む。

平成23年8月2日

議長

長野自然環境事務所

統括自然保護企画官

森一弘 